

規 則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

（埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十六人」を「十七人」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に委嘱された委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、令和七年五月二十六日までとする。